

山梨県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 登録申請 提出書類一覧

申請書類	根拠条文	備考	申請者 確認欄
1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（規則別記様式第1号）	法第9条第1項 規則第7条	○ セーフティネット住宅情報提供システムにて作成して下さい ○ 登録事項等の変更の場合は、規則別記様式第2号）	
2 添付書類			
(1) 付近見取り図	規則第10条第1号	○ 方位、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置等を明示すること	
(2) 配置図	規則第10条第2号	○ 縮尺、方位、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置及びその敷地等を明示すること	
(3) 各階平面図	規則第10条第3号 告示第2条第2号 及び第4号	○ 縮尺、方位、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要、各専用部分の定員（共同居住型賃貸住宅の場合）等を表示すること	
(4) 申請する賃貸住宅の各戸の床面積を示す求積図及び求積表	規則第12条第2号 要綱第3条第2号	○ 共同居住型賃貸住宅の場合を除く	
(5) 共同居住型賃貸住宅の延べ床面積及び共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分の各専用部分の床面積を示す求積図及び求積表	告示第2条第1号 及び第3号 要綱第3条第3号	○ 共同居住型賃貸住宅の場合	
(6) 共同利用設備等の床面積を示す求積図及び求積表	要綱第3条第4号	○ 共同利用設備等がある場合	
(7) 申請者が申請する賃貸住宅を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類	規則第10条第4号	○ 該当する場合 ・建物：登記前であれば、売買契約書など、登記後であれば登記事項証明書などを添付すること	
(8) 申請する賃貸住宅の管理等を委託により他の事業者に行わせる場合は、委託契約に係る書類	規則第10条第5号	○ 該当する場合 ・委託契約書の写し等を添付すること	
(9) 法人の登記事項証明書及び定款	規則第10条第6号	○ 申請者が法人である場合	
(10) 申請者の法定代理人が法人である場合の登記事項証明書	規則第10条第7号	○ 申請者が未成年である場合	
(11) 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（様式1）	規則第10条第8号 及び第9号		
(12) 申請する賃貸住宅の検査済証その他の書類	規則第10条第10号	○ 当該住宅が昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手されたものであるとき ・当該住宅が昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手されたものであることを明らかにする書類	
(13) 申請する賃貸住宅の地震に対する安全性が確認できる書類	規則第10条第11号	○ 当該住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるとき イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に基づき建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の建設住宅性能評価書 ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類 ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類	
(14) 申請する賃貸住宅等について地上権、賃借権又は使用貸借による権利により事業を行う場合にあっては、その旨を証する書類	要綱第3条第5号	○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅等について地上権、賃借権又は使用貸借による権利により事業を行う場合	
(15) 規則第12条第2号イただし書の同等以上の居住環境が確保される理由書	規則第12条第2号イ ただし書 要綱第3条第6号	○ 共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合	
(16) 告示第2条第5号の同等以上の機能が確保されている理由書	告示第2条第5号 要綱第3条第7号	○ 共同居住型賃貸住宅の入居者の定員を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていることと同等以上の機能が確保されている共同居住型賃貸住宅の場合	
(17) 近隣の民間賃貸住宅（申請する賃貸住宅と住戸面積等が同規模のもの）の家賃が分かる広告等の書類	要綱第3条第8号		

※1 上記書類を順番に並べて申請してください。また、当該書類が添付されている場合は申請者確認欄へチェックを入れ、不備が無いよう確認の上、申請してください。

※2 法第12条の規定による登録事項等の変更の場合、規則別記様式第2号による「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書」に、上記書類のうち、記載事項が変更された書類を添付すること。（法第12条第1項、規則第17条第1項及び第2項、要綱第7条第1項）

※3 補助を受けている場合は、国土交通大臣による承認の手続きが必要な場合があります。

※4 セーフティネット住宅情報提供システムのホームページ（<https://www.safetynet-jutaku.jp/>）もご参照ください。